

国民の世論と運動で、「社会保障・税一体改革」をやめさせ、社会保障拡充への転換を！

ほっかいどうの社会保障

2016年5月27日 北海道社会保障推進協議会 Tel:011-758-2648 FAX:758-4666

人権保障と社会保障・福祉の充実が 平和を創る！



5月21、22日、第22回社会福祉研究交流集会 in 北海道（全国福祉保育労働組合）が札幌で行われました。

シンポジウム「これでいいのか福祉の現場」では、立命館大学の石倉康次教授が問題提起し、道内の保育、障害福祉、高齢者福祉の現場からリアルな報告があり、改善させる取り組みを広げることを確認しあいました。

石倉教授は、「福祉労働は、人の生命の維持・再生産（人を生み・育て・健康を保持し、傷ついたときは治療する）の一分野であり重視されなければならない」と強調、日本国憲法や世界人権宣言前文を紹介し、人権保障と福祉こそ平和の礎で、かつての日本の大陸侵略などへの国民的な支持の背景に貧困があり、今日の若者の貧困や雇用不安は徴兵制への水路をひらくことになりかねないと、指摘しました。また、基礎講座「社会福祉とは何か」（写真）では、戦争が起きると福祉が切り捨てられるというより、福祉を充実することが戦争をおこさせないと、ポジティブにとらえることを呼びかけました。

世界人権宣言 前文（抜粋）

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらす、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要である（以下略）

介護 総合事業移行で被害が 基本チェックリストによる判断

要支援の訪問介護と通所介護が、地域支援事業（介護予防・日常生活総合事業）に移行した自治体で、住民に被害が起こりはじめています。必要な介護が受けられるように、制度を改善させる取り組みが必要です。

要介護の人も総合事業の対象になる場合も

札幌東勤労者医療福祉協会のケアマネジャーが、訪問介護と通所介護などの利用を希望する高齢者の介護保険の代理申請をしたところ、役所から「基本チェックリストだけで判断したい」と回答がありました。その理由は「要介護認定すると訪問調査などの費用がかかるため」との説明でした。その高齢者は介護認定を受けると要介護1の可能性もありました。

訪問看護や福祉用具などは利用できない

総合事業は、保険者の判断で、要介護認定をせずに、25項目の基本チェックリストだけで、訪問介護か通所介護の利用を判断することも可能です。しかし、チェックリストによる判断は、訪問看護や福祉用具など他の介護制度は利用できません。

担当ケアマネジャーは「訪問看護」や「福祉用具貸与」も利用することを伝え介護認定に結び付けました。

介護内容が低下する場合も

チェックリストだけでは認知症などの状態も把握できませんし、必要な介護が受けられない危険があります。また、緩和した体制や内容で今までの介護の内容が継続できないところも生まれています。

さらに要介護1.2も、自費か自治体任せを検討

安倍政権は、2018年までに要介護1.2の人も地域支援事業と自費にすることを狙い、夏の国政選挙後に具体化します。

介護に笑顔を！道連絡会

介護制度の改善を求める新署名をつくり、毎週金曜日昼、大通で宣伝署名行動を行っています。

6月17日には介護アクションを予定しています。



5月28日（土）は、北海道社保協総会
記念講演は さっぽろの子ども・若者の今
柳 憲一さん（さっぽろ 子ども・若者白書 2016をつくる会 編集局長）

14時～ かでの2.7 710会議室
『さっぽろ 子ども・若者白書』づくりを通して